

諮問番号：諮問第 160 号

答申番号：答申第 160 号

答申書

第 1 審査会の結論

八女市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく令和 2 年 3 月 6 日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

令和 2 年 2 月 5 日付け厚生年金保険支給額変更通知を受け、同月 14 日に福祉事務所へ提示し、自身の障害等級が令和元年 11 月より 3 級から 2 級に決定・変更されたことを双方で確認した。しかし、令和元年 11 月から令和 2 年 2 月の期間が障害等級 2 級と認定されているにもかかわらず、処分が障害者加算を加味した最低生活費の遡及変更が全くされていない内容になっており、福祉事務所により受給権が不当に侵害されたと考える。

また、実施要領の最低生活費の認定においても加算対象者は障害者加算を含んだ保護費が最低生活費と示されており、最低生活費が障害者加算を含まない本件処分は憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活以下の生活といえ、不当であると考えらる。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

保護の変更の効果については、「遡及せず、将来的であることを原則とする」と解されているところ（小山進次郎「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」394頁（中央福祉協議会、昭和26年）、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け厚生省発社第246号厚生局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の（2）のエの（ウ））。

なお、この場合の「認定すべき事由が生じたとき」については、「生活保護手帳別冊問答集」（以下「問答集」という。）問7の28で、局第7の2の（2）のカの（ウ）中「認定すべき事由が生じた月」とは、医師の診断のあった月をいうのか、それとも医師の診断に基づいて実施機関がその必要性を確認した月をいうものであるか、という問いに対し、医師の診断に基づいて実施機関がその必要性を確認した月をいうものであるとされていることに照らすと、実施機関が認定の必要性を確認したときをいうものと解するのが相当である。

また、月の途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものであるともされている（問答集問7の17）。

本件においては、審査請求人は、令和2年2月14日に処分庁へ収入状況申告書、通帳の写し、令和2年2月5日付け国民年金・厚生年金保険支給額変更決定通知書（以下「支給額変更決定通知書」という。）の写し及び年金支払通知書の写しを提出しており、処分庁はその翌月である3月の初日から障害者加算を計上しているのであって、障害者加算の計上は、適正に行われていると認められる。

したがって、審査請求人の主張にあるような、障害者加算を加味した最低生活費の遡及変更を行わなかったことをもって、本件処分を違法又は不当ということはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年9月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、令和2年2月14日に処分庁に対し、収入状況申告書、通帳の写し、支給額変更決定通知書及び年金支払通知書の写しを提出している。支給額変更決定通知書には、障害の等級が2級であること及び令和元年11月から、障害等級が重くなったことを理由として障害基礎年金を支払うこととした旨が記載され、変更後の年金額として、障害基礎年金(年額)780,100円及び障害厚生年金(年額)251,073円と記載されている。年金支払通知書には、年金は後払いであり、偶数月の15日(2月分・3月分は4月)に支払うものであるとの説明があり、変更前の障害厚生年金額(年額)585,100円が記載され、令和2年2月の定期支払額(令和元年12月分及び令和2年1月分)171,866円、過去分の支払額(令和元年11月分障害基礎年金)65,008円及び支払調整額(令和元年11月障害厚生年金の差額)▲27,836円の合計額209,038円を支払う旨が記載されている。

年金については、その実際の受給額を認定し(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア))、受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定する(局長通知第8の1の(4)の(ア)こととされているため、処分庁は、令和2年2月18日付けで、同年1月分の年金について同年3月の保護費で収入認定する旨の保護変更決定処分を行ったが、当該処分には、年金額85,931円とすべきところを65,008円で認定する誤り(未調整額20,923円)があった。

処分庁は、令和元年11月分及び同年12月分の年金について、それぞれ令和2年1月分及び同年2月分の保護費にて、認定済みの年金額と変更後の年金額の差額の調整をすることとし、令和2年2月18日付け保護変更決定処分の認定誤りにより発生した未調整額を含め、同年3月6日付けで本件処分を行ったものである。

法は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資

産」である金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めている。

また、法第 63 条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

障害基礎年金等が障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合、問答集問 13 の 6 によれば、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱われるとされている。また、問答集問 13 の 2 によれば、収入の増減が事後になって明らかとなった場合の遡及変更は 3 カ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであり、それ以前の返納額は法第 63 条により処理すべきとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、令和 2 年 2 月 14 日に、審査請求人の令和元年 11 月分以降の年金受給額に増額変更が生じたことを確認したことから、令和 2 年 1 月以降の収入認定額を遡及して変更する本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、障害者加算を加味した最低生活費の遡及変更がされていない本件処分は不当であると主張しているが、局長通知第 7 の 2 の（2）のエの（ウ）では、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている。この場合の「認定すべき事由が生じたとき」については、問答集問 7 の 28 で、局長通知第 7 の 2 の（2）のカの（ウ）中「認定すべき事由が生じた月」とは、医師の診断に基づいて実施機関がその必要性を確認した月をいうものであるとされていることに照らすと、実施機関が認定の必要性を確認したときをいうものと解するのが相当である。

また、月の途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものであるともされている（問答集問 7 の 17）。

処分庁は、令和 2 年 2 月 14 日の審査請求人からの申告届出を受け、その翌月である 3 月の初日から障害者加算を計上しており、その取扱いは適正に行われていると認められ

る。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也